泉佐野市の　障害者医療　老人医療　ひとり親家庭医療　こども医療　の医療受給者証をお持ちのみなさんへ

平成３０年４月１日から　大阪府の**福祉医療費助成制度**が変わります。

　福祉医療費助成制度は、障害のある方やひとり親家庭などの方々を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する制度で、大阪府内の各市町村が実施する制度に対して府が50%補助しています。

　平成３０年４月１日から大阪府の補助基準が見直され、泉佐野市においても対象者、対象医療、一部自己負担額が府の補助基準見直しに準じて変更されます。

**○対象者が変わります**

　　　　　　　　　　　　　現　　行 　　平成３０年４月１日から

**重度障害者医療（全年齢対象）**

①身体障害者手帳１級・２級

②療育手帳A

③療育手帳B1と身体障害者手帳（３～６級）

**④精神障害者保健福祉手帳１級【新規】**

**⑤特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で、障害年金（または特別児童扶養手当）１級該当者【新規】**

※④の対象者には平成３０年３月上旬に個別に通知します。⑤の対象者は通知しませんので障害福祉総務課までご相談をお願いします。

**障害者医療（65歳未満）**

①身体障害者手帳１級・２級

②療育手帳A

③療育手帳B1と身体障害者手帳（３～６級）

**老人医療（65歳以上）**

①障害者医療対象者

②ひとり親家庭医療対象者

③特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患のうち別に定める疾患を有する者

④結核医療を受けている者

⑤自立支援医療（精神通院）を受けている者

**老人医療（平成３３年３月３１日までの経過措置分）**

現行の老人医療対象者のうち、重度障害者医療に当てはまらない方（③に該当する方のうち障害年金（または特別児童扶養手当）１級該当者以外の方、④に該当する方、⑤に該当する方のうち精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちでない方）については、平成３０年４月１日以降は助成対象外となりますが、平成３０年３月末時点の老人医療対象者は、経過措置として平成３３年３月３１日まで引き続き助成対象になります。

**ひとり親家庭医療**

①ひとり親家庭の１８歳に達した年度末日までの子

②上記の子を監護する父または母

③上記の子を養育する養育者

**ひとり親家庭医療**

①変更前のひとり親家庭医療対象者

②65歳以上のひとり親家庭医療対象者**【老人医療より移行】**

**③裁判所から配偶者等暴力（DV）に関する保護命令が出されたDV被害者【新規】**

**こども医療**

中学３年生までの児童

**こども医療**

現行と変更なし

**○対象医療が変わります**

**①訪問看護ステ－ションが行う訪問看護（医療保険分）も助成の対象になります。**

４月以降は、訪問看護ステーションに各医療証を提示すれば、他の医療と同様に１日５００円以内の負担で利用できます。それに伴い、平成３０年３月末で重度訪問看護利用料助成事業が廃止されます（ただし、平成３０年３月３１日までに利用した訪問看護については、４月以降も申請を受け付けます）。

**②精神病床への入院が助成の対象外になります。**

※ただし、平成３０年３月末時点で福祉医療費助成制度の対象者（法別番号９０の助成対象者を除く）になっている方は、経過措置として平成３３年３月３１日まで引き続き助成対象になります。

**○一部自己負担額が変わります（重度障害者医療・老人医療）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現行 | 平成３０年４月１日から |
| １医療機関あたりの負担額 | １日５００円以内 |
| １医療機関あたりの月額負担上限額 | 月２回まで１ヵ月１，０００円以内３回目以降無料 | **日数制限なし****１ヵ月３，０００円以内** |
| 院外調剤・治療用装具の負担額 | 負担なし | **１日５００円以内** |
| １ヵ月負担上限額 | ２，５００円 | **３，０００円** |

①これまで１医療機関あたり月２回まで一部自己負担額を払えば３日目以降無料で受診できましたが、３日目以降も一部自己負担額がかかるようになります（１日あたりの負担額は最大５００円で今と変わりません）。

②これまで院外調剤薬局では自己負担額がかかりませんでしたが、他の医療と同様に自己負担がかかるようになります。

③１ヵ月あたりの月額上限額が、２，５００円から３，０００円に引き上げられます。１ヵ月の医療費支払い総額が３，０００円を超えた場合は超過額をお返し（償還）します。

**こども医療・ひとり親家庭医療については一部自己負担額の変更はありません。**

※現在「障害者医療」の対象で、「こども医療」または「ひとり親家庭医療」の助成要件を満たす方は、平成３０年４月１日以降「こども医療」・「ひとり親家庭医療」へ切り替えることができます（対象者には案内を同封しています）。

**重度障害者医療・老人医療（経過措置分）の自動償還を行います。**

４月診療分以降、一部自己負担額が１ヵ月の負担上限額（３０００円）を超えた場合、超過額を市で計算して自動的に口座振込をおこなうシステムの運用を予定しています。詳しい内容は後日対象者にお知らせします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 福祉医療適用前窓口支払金額 | 福祉医療適用後　一部自己負担額 |
| 平成３０年３月３１日まで | **平成３０年４月１日以降** |
|  | 障害者・老人・ひとり親・こども医療 | **重度障害者医療****老人医療（経過措置）** | ひとり親家庭医療こども医療 |
| １日目 | ３００円 | ３００円 | **３００円** | ３００円 |
| ２日目 | １，０００円 | ５００円 | **５００円** | ５００円 |
| ３日目 | １，０００円 | なし | **５００円** | なし |
| ４日目 | １，０００円 | なし | **５００円** | なし |
| ５日目 | １，０００円 | なし | **５００円** | なし |
| ６日目 | ３００円 | なし | **３００円** | なし |
| ７日目 | １，０００円 | なし | **５００円（４００円）** | なし |
| ８日目 | ３００円 | なし | **３００円（なし）** | なし |

※（　）内は一つの医療機関等の窓口で１ヵ月の支払額が３，０００円までの場合

**○福祉医療再構築に伴う医療証交付スケジュール（平成３０年度）**

現在お持ちの医療証（～H30.10.31）

障害者医療

11月

4月

老人医療：

障害者

現在お持ちの医療証（～H30.7.31）

4月

8月

結核・難病・

精神通院医療

現在お持ちの医療証（～H30.7.31）

老人医療証（経過措置分）

新医療証（重度障害者医療）

新医療証（重度障害者医療）

平成33年3月31日以降更新不可

平成30年4月1日以降の申請分は新基準で交付

重度障害者医療

4月

H30.4.1～新医療証（ひとり親家庭医療）

ひとり親

※老人医療（経過措置分）を交付された方のうち、重度障害者医療（新基準）に該当する方は経過措置終了後も医療証が交付されます。

**○福祉医療再構築Q&A**

**Ｑ１．どうして福祉医療の再構築が必要なのですか？**

Ａ２．高齢化の進展や医療の高度化により、医療費は年々増加しており、福祉医療費助成制度についてもこれから所要額の増加が見込まれることから、対象者や給付の範囲を真に必要な人々へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化をはかり、持続可能な制度に再構築することが必要です。また、これまで制度の対象となっていなかった重度の精神障害者・難病患者等への対象者拡充も必要とされていました。

**Ｑ２．いま持っている医療証は平成３０年４月１日以降も使えますか？**

Ａ２．はい、そのまま使えます。ただし、障害者医療・老人医療については平成３０年４月１日以降の受診分は新しい基準が適用されます（対象医療・一部自己負担額）。

**Ｑ３．平成３０年４月１日以降、府外診療分・医療証交付前の診療分はどうなりますか？**

Ａ３．府外診療分・医療証交付前の診療分については引き続き窓口での申請が必要です。申請に必要なものをご確認のうえ、各窓口にお越しください。自動償還の対象にもなりません。

**Ｑ４．平成３０年４月１日以降、治療用装具の償還払いはどうなりますか？**

Ａ４．治療用装具についても引き続き窓口での申請が必要です。また、一部自己負担額については院外調剤と同じ扱いになることから、障害者医療・老人医療については最大５００円の一部自己負担額を引いた金額が償還されます。

**Ｑ５．平成３０年４月１日以降、精神病床への入院医療費はどうなりますか？**

Ａ５．平成３０年４月１日以降、新規で医療証を取得された方については、精神病床への入院（精神科単科の病院か総合病院かに関わらず）は助成の対象外となります（医療証表面に助成対象外である旨を印字します）。平成３０年３月３１日までに医療証を取得された方については、平成３３年３月３１日まで引き続き助成対象になります。

**Ｑ６．精神障害者保健福祉手帳は、どうやって取得すればいいですか？**

Ａ６．障害福祉総務課までお問合せください。

**Ｑ７．特定医療費（指定難病）受給者証は、どうやって取得すればいいですか？**

Ａ７．最寄りの保健所までお問い合わせください。

**Ｑ８．特定医療費（指定難病）受給者証を持っていますが、医療証の交付を受けられますか？**

Ａ８．重度障害者医療証の交付には、特定医療費（指定難病）受給者証を所持しているだけでなく、さらに障害年金（または特別児童扶養手当）１級該当者である必要があります。障害年金（または特別児童扶養手当）の証書をご確認ください。ただし、既に老齢年金を受給していたり、納付要件を満たしていない場合は病状が該当していても障害年金の受給資格がない場合があります。その場合は所定の診断書を添えて申請し、障害年金１級相当と認められれば医療証の交付を受けられる場合がありますので、障害福祉総務課までご相談ください。

**Ｑ９．小学生で障害者医療を持っていますが、平成３０年４月１日以降の自己負担はどうなりますか？**

Ａ９．障害者医療をお持ちの方は、年齢に関係なく一部自己負担額が変更されます。しかしながら、これまで、こども医療より障害者医療が優先されましたが、平成３０年４月１日以降は優先順位が撤廃されますので、障害者医療を返還してこども医療を申請することができます。こども医療が交付されれば、一部自己負担額はこれまでと変わりません。また、こども医療の対象年齢（現在は中学３年卒業年度末まで）を過ぎましたら、受給資格があれば障害者医療に戻ることができます。障害者医療とこども医療の両方の受給資格をお持ちのお子様には、ご案内を同封しております。

**お問い合わせ先**

〒５９８-８５５０　大阪府泉佐野市市場東１丁目２９５番地の３　　泉佐野市役所内

**障害福祉総務課　（重度障害者医療についてのこと）**

電話　０７２－４６３－１２１２（内線２１５６）　　ＦＡＸ　０７２－４６３－８６００

**国保年金課　（老人医療についてのこと）**

電話　０７２－４６３－１２１２（内線２１９７）　　ＦＡＸ　０７２－４６４－９３１４

**子育て支援課　（ひとり親家庭医療・こども医療についてのこと）**

電話　０７２－４６３－１２１２（内線２３８６）　　ＦＡＸ　０７２－４６９－３３６３